

# 春江町サッカースポーツ少年団規約

## (名称)

第1条 この会は、春江町サッカースポーツ少年団(以下「本団」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、子供たちにサッカーを通じ心身の健全育成と普及進行を図り、青少年活動の礎とすることを目的とする。

## (組織)

第3条 本団は、次の者をもって組織とする。

- (1)団に登録した団員(以下「団員」という。)
- (2)登録団員の保護者
- (3)団の指導者
- (4)団を理解する者

## (春江町サッカースポーツ少年団育成会)

第4条 1、団員及び指導者に対する側面的支援活動を活発にし、団員及び指導者の相互の連帯と調整を図る事を目的とし、春江町サッカースポーツ少年団育成会(以下「育成会」という。)を本団に置く。  
2、育成会に関する規定は、別に定める。

## (事務局)

第5条 団員の事務局は、代表指導者宅、もしくは事務局宅に置く。

## (活動)

第6条

本団の目的達成のために、第3条に定める者は、日本、福井県及び坂井市サッカースポーツ少年団(以下「スポ少」という。)活動の他、次の活動を行う。

- (1)春江町サッカースポーツ少年団及び各種スポーツ活動
- (2)体カテスト
- (3)レクリエーション活動
- (4)奉仕・文化活動
- (5)他団体との交換交流活動
- (6)その他、本団に必要な活動

(役員)

- 第 7 条 1、役員は代表指導者1名、事務局員1名、指導者若干名、育成会より正・副会長並びに会計とする。
- 2、代表指導者、育成会会長は坂井市スポーツ少年団の代議委員を兼ねる。

(会議)

- 第 8 条 1、総会は、次の事項を審議及び議決する。
- (1)規定の制定及び改廃に関する事。
- (2)本団の目的を達成するための運営方針に関する事。
- 2、総会は、育成会との総会を兼ねることができ、団員を除き年 2 回(3、9月)に代表指導者が招集する。但し、代表指導者が必要と認めた時は、臨時に開催出来る事ができる。
- 3、総会の議事進行は代表指導者が行う。育成会の総会と兼ねる場合は、育成会の会長が議長を行う。議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(審議)

- 第 9 条 1、役員会は次の事項を審議及び決定する。
- (1)総会に付議すべき事項に関する事。
- (2)その他会長が必要と認めた事項に関する事。
- 2、役員会は必要に応じて開催し、代表指導者が招集し、その議長になる。
- 3、役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(委任)

- 第 10 条 本団の目的及び活動を推進するため、育成会に次のことを委任する事ができる。
- (1)スポーツ少年団の加入登録及びスポーツ保険加入に係ること。
- (2)本団の活動経費の会計に係ること。
- (3)第6条の活動に関する事。
- (4)その他必要な事項。

(事故の責任)

- 第 11 条 本団の活動中及び施設利用に際して生じた人的、物的事故について、本団は一切の損害賠償の責任を追わないものとする。
- (1)団員・指導者は全員スポーツ安全協会の損害保険に加入する。
- (2)傷害が発生した場合、スポーツ安全協会の傷害保険適用範囲とし、それ以外の保証はないものとする。
- (3)遠征時など、指導者及び父兄等の運転する車両で事故が起きても、運転者は責任を負わないものとする。

(団員)

第12条 4-6年生の団員は、福井県内において日本サッカー協会選手登録可能な他団体の練習・スクール等への参加は認めない。

付則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から一部改訂し施行する。

この規定は、令和2年10月1日から一部改訂し施行する。

この規則は、令和6年9月1日から一部改訂し施行する。